

国民健康保険の税率が変わります

くわしくは
税務課
市民税係
☎21-5113

4月から長寿医療(後期高齢者医療)制度が始まりました。これに伴う変更点と国民健康保険税率の改正をお知らせします。

部が減免されます。
※くわしくは広報にっこう7月号と一緒に配布する「国民健康保険か
らのお知らせ」をご覧ください。

◆後期高齢者支援金等課税額の新設
長寿医療(後期高齢者医療)制度の開始に伴い、これまでの基礎課税額(医療分)と介護納付金課税額に加え、後期高齢者支援金等課税額が新たに設けられました。

◆税率の統一と見直し

国民健康保険税の税率が平成20年度から統一され、基礎課税額(医療分)と介護納付金課税額の税率が改正されました。前述の後期高齢者支援金等課税額も含めた改正後の税率は下の表のとおりです。

◆社会保険などの旧被扶養者への減免制度

長寿医療制度の開始に伴い、被保険者が国民健康保険以外の保険から長寿医療制度へ移行したために、その被保険者の扶養になっていた65歳以上の方が国民健康保険に加入する場合、申請により2年間保険税の一

	基礎課税額 (医療分)	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額
所得割(所得に応じて)	8.2%	0.6%	1.5%
資産割 (固定資産税額に応じて)	25.0%	5.0%	5.0%
均等割(1人当たり)	21,000円	5,000円	7,000円
平等割(1世帯当たり)	23,000円	4,000円	6,500円

長寿医療(後期高齢者医療)制度の加入者へ今後届く通知書

くわしくは
税務課
市民税係
☎21-5113

長寿医療(後期高齢者医療)制度加入者の方へ、7月または10月に次のとおり通知書が届きます。

7月中旬に通知されるもの

◆平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び納入通知書

対象者 原則として、次のいずれかの要件に該当する方
 ○年金受給額が年額18万円未満の方
 ○介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金受給額の2分の1以上の方
 ○平成20年1月以前に、国民健康保険に加入していなかった方
 ○社会保険などの被保険者本人であった方
 納付方法 次のいずれかの方法で納付してください。
 ○7月から来年2月まで、8回に分けて納付書で納付。
 ○7月から9月までは納付書で、10月から来年2月までは年金からの天引きで納付。

10月上旬に通知されるもの

◆平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び特別徴収開始通知書

対象者 原則として、年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金受給額の2分の1以下の方
 納付方法 次のいずれかの方法で納付することになります。
 ○すでに年金天引きになっており、4月から来年2月まで年金からの天引きで納付。
 ○7月から9月までは納付書で、10月から来年2月までは年金からの天引きで納付。
 ◆平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び納入通知書
 対象者 これまで国民健康保険以外の保険の被扶養者(家族などの扶養になっていた方)であった方で、年金からの天引きとならなかった方
 納付方法 10月から来年2月まで、5回に分けて納付書で納付してください。

日光市の職員を募集します

職種	人数	受験資格
一般事務	9名	○日本国籍を有する方 ○昭和51年4月2日～平成3年4月1日生まれの方
一般事務 (身体に障がいのある方)	1名	○日本国籍を有する方 ○「身体障害者手帳」の交付を受けている方 ○自力で通勤ができ、介助者なしで一般事務職員としての職務遂行が可能な方 ○活字印刷文(文字の大きさは10ポイント程度)による出題に対応できる方
土木	2名	○日本国籍を有する方 ○昭和51年4月2日～平成3年4月1日生まれの方
保健師	1名	○昭和51年4月2日～昭和62年4月1日生まれの方 ○保健師資格を有する方(平成20年度の保健師国家試験で免許取得見込みの方を含む)
栄養士	1名	○昭和51年4月2日～昭和62年4月1日生まれの方 ○管理栄養士資格を有する方(平成20年度の管理栄養士国家試験で免許取得見込みの方を含む)
保育士	3名	○昭和51年4月2日～平成元年4月1日生まれの方 ○保育士資格を有する方(平成21年3月までに取得見込みの方を含む)
消防	8名	○日本国籍を有する方 ○昭和56年4月2日～平成3年4月1日生まれの方 ○視力、聴力、関節機能などにおいて、消防職員としての職務遂行に支障がない方

※受験資格は各職種ともすべての要件を満たす必要があります。
※人数は欠員の状況などにより変更する場合があります。

市では、次のとおり平成20年度日光市職員採用一次試験を行います。

とき 9月21日(日)
ところ 日光市役所本庁
(旧今市市役所)

申込方法 申込書に記入し、本庁総務課窓口(本庁舎3階)または郵送で申し込む

※申込書は6月25日(水)から、本庁・各総合支所総務課、各支所・出張所、市民サービス

センターで配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申込期間

7月1日(火)～25日(金)
※郵送の場合は、7月23日(水)までの消印有効です。

採用予定日 平成21年4月1日
申込先及びくわしくは

〒321-1292 日光市今市本町1
日光市役所 総務課 人事給与係
☎(21)5166

道路に無断で物を置いていませんか?

不法占有物件(道路管理者の許可なく、公道上に物を設置すること)は、道路法で禁止されており、道路上に物を設置する場合には、道路管理者の許可が必要です。ただし、道路上に営業用の立看板や置看板、のぼり旗を設置したり、電柱に紙や札を貼ったりすることは認められていません。

これらの不法占有物件は街並みや道路の景観を悪くします。また、無断で設置した看板やのぼり旗などが倒れて通行人が怪我をしたり、車の視界を遮って交通事故が起きた場合には、損害を受けた相手から民法の不法行為による損害賠償を請求されることがあります。道路上に不法占有物件を設置している方は、至急撤去をお願いします。
自主撤去していただけない場合、除去命令を出したり、直接除去したりすることもあります。

道路占用許可に関する問い合わせ先

- 国道 県日光土木事務所管理課 ☎(53)1210
- 市道 維持管理課 ☎(21)5160
- 建設課 ☎(54)1114
- 建設課 ☎(76)4107

不法占有物件の例



電柱への貼り札 のぼり旗 置看板 立看板

建設課 ☎(98)3117
建設課 ☎(97)1134